

田村泰俊

目 次

- 一 問題の所在 --- 外国法基礎研究の必要性 ---
- 二 合衆国における非刑事没収・追徴
- 三 United States v. Good Real Property 合衆国最高裁判所判決
 - (1) 争点
 - (2) 事実の概要
 - (3) 判旨・法廷意見
 - (4) [レーンクィスト・スカリア・オコンナー裁判官の一部反対意見]
 - (5) [オコンナー裁判官の一部同意, 一部反対意見]
 - (6) [トーマス裁判官の一部賛成. 一部反対意見]
 - (7) 小括
- 四 Good 判決の位置付け
- 五 デュー・プロセス違反の効果
- 六 Good 連邦最高裁判決の限定の試み
- 七 課題と展望

一 問題の所在——外国法基礎研究の必要性——

現在の社会において、法学の研究を取り巻く状況は、外国法に関する基礎研究が困難な環境にあると言っては、言い過ぎであろうか。

しかし一方で、最近、筆者は、外国法に関する基礎研究の必要性と重要性を 痛感している。周知のように、現在、いわゆる 2008 年 9 月以降、顕著となっ た金融危機は、百年に一度とか世界同時不況等の表現で言われ、金融商品やヘッ ジ・ファンドへの規制が議論される時代となった⁽¹⁾。

筆者は、かつて、2001年に出版された論文集での考察と分析において、ア メリカ合衆国の組織や企業の不正活動を規律しようとする RICO 法研究の結 果.次のような点を指摘した⁽²⁾。すなわち「多くの人々の権利を侵害する虞れ の高い組織や企業による活動への対応が……(略)……最重要なテーマとなる ……(略)……このことはヘッジ・ファンド等への規制の必要性からも自明の ことだと考える」(3)と。そして、その上で、「この種の投機性にかたよったファ ンドのマネー・ゲームにより国自体の経済危機を招いた例のあることは周知の 事実であり、G7等の対応からも規制の必要は明らかであろう。金融規制にも ……(略) ……規制手法の開発をなすべきであると考える……(略) ……企業 の公共性を理論づけられれば、企業の情報公開、政策法学的視点から法制度設 計をなしうる……(略)……市場原理から説明されるフリー・ハンドには限界 がある [4]と述べた。そして、政府提起の差止訴訟等の利用の可能性に言及し、 この研究のその時点での結論として「RICO 訴訟を題材に、法政策学的スタン ド・ポイントから政府提起訴訟への視点を提供し……(略)……この基礎研究 がこの分野でのグローバル・スタンダードに添った法制度設計の一助にでもな ればとの、ささやかな願いをこめて、本書の結章とした | 5 と結んだ。そして、 付言として「事後規制を重視する見解がある……(略)……しかし法システム 的に全体を統合して見た場合……(略)……将来効を導入して考えるべき|60と 指摘した。

さらに、別稿では、1998年当時、やはり金融に対し、金融規制には、わが国でもアメリカでのRICO訴訟のような制度を考えてみるべきことを提言した「上で、次のような指摘を行った。それは、「規制緩和にのみ着目し……(略)……消費者等の利益を考慮に入れないことは……(略)……法的理念に反する……(略)……金融問題は、違法行為が多く介在する可能性が高い。これについての規制は、金融機関が行なう情報公開法制の強化や行政指導、行政調査手法や公表等の活用も含め予防的側面も含め……(略)……新たな有効な手法を

考えるべきであろう」[®]と述べ、金融機関に情報公開を義務付ける法制度の整備や行政調査による金融活動の実態の捕捉、これら法制度を予防しうる法システム確立の必要などを提言した。

なお、ファンドによる違法行為の可能性については、現在になると、日本経済新聞社の報導をかりるなら「金融詐欺事件の被害が広がっている」⁽⁹⁾と報じられていることからも理解できよう。

しかし、筆者の提言や研究に対する金融論からの反応は、いはば冷淡なものだったといってよかろう⁽¹⁰⁾。

だが、2008年9月頃以後の世界や日本の現実は、筆者の基礎研究からの分析や提言の正しさを論証することとなった。

「市場の失敗」がマスコミでも論じられ⁽¹¹⁾雇用不安等,人々の権利や利益が 大きく損なわれてしまった。

筆者の論稿を引用する文献もみられるようにはなったが⁽¹²⁾, 筆者が示した政府提起の訴訟のようなツールが良いかどうかはともかく⁽¹³⁾現在生じたような問題は、実体法や手続法を規制手法として十分整備しておけば、もしかすれば防げた可能性もあったのではないであろうか⁽¹⁴⁾。ともあれ、かつて筆者が指摘したように、法制度設計にあたっては、規制の理論的前提として企業の「公共性」を経済哲学的に論証しておく必要はあるであろう⁽¹⁵⁾。

ともあれ、以上のような分析と提言を行った上で、筆者の仕事は、「規制手法」の開発という関心から、それを土台に、実体法規に関する分析もなしつつ⁽¹⁶⁾、むしろ「没収」手法に研究が注力されるはずであった⁽¹⁷⁾。

しかし、周知のように「理論と実務の架橋」⁽¹⁸⁾が求められることとなり、筆者もその職務上、日本法の論稿を発表する責を負うこととなった⁽¹⁹⁾。そこで、結果として、アメリカ合衆国での「没収」についての研究を一時中断せざるを得ないこととなった。

だが、周囲の人々の好意と配慮によって、再び基礎研究を行いうる環境が、

筆者に提供されることとなった。そこで、このエリアでのこれまでの論稿に引き続き、本稿を発表することとする。

二 合衆国における非刑事没収・追徴

現代の企業や組織あるいはネット・ワークに対する法的な規制は、刑事法的な事後的処罰のみならず、それと法システム的⁽²⁰⁾にリンクした形で、行政的手法⁽²¹⁾民事的手法⁽²²⁾を組み合わせ、刑事以外の事後的対応や事前的な対応も含め法制度の設計を考える必要がある。これは、政策法学からの1つの視点であると言って良かろう⁽²³⁾。

その法的ツールの1つとして、筆者は、アメリカ合衆国での非刑事没収・追 徴(Civil Forfeiture)に注目して来た。この非刑事没収・追徴は、わが国でのド イツ法を基礎とする法的発想からは、かなり異質な法的性格を有している。そ れは、この没収・追徴が「対物(in rem)没収・追徴」とされる点にその1つ の象徴的な姿を見ることができる。

すなわち、「対物没収・追徴」とは、「物」それ自体が「違法」と構成し、「人」とは切断して、没収・追徴の対象にすると理論的には説明されている⁽²⁴⁾。

そこから、様々な法的な争点が生じて来ることともなる⁽²⁵⁾。例えば、非刑事 没収・追徴が「対物」手続であるのに対し、刑事のそれは「対人」手続として 全く別の手続と法理論上は説明することが可能であるとしても、現実の効果と しては、非刑事没収・追徴の効果は非常に重いものとなることが多い。

そこで、筆者は、まず「二重処罰」の問題に分析を加えた(26)。

そして、その後このように強い効果を有する手続であるから、行政手続限りで課すことのできる非刑事没収・追徴も含め⁽²⁷⁾(司法手続で行うことを原則とする)、その手続自体に分析を加えた⁽²⁸⁾。

そこで、本稿では、これを台土にこの非刑事没収・追徴と合衆国憲法第5修

正でのデュー・プロセスと手続前の「告知」「聴聞」の要否に関する合衆国最 高裁判所の判決に分析を加えてみることとしたい⁽²⁹⁾。

三 United States v. Good Real Property 合衆国最高裁判所判決

(1) 争点

非刑事没収・追徴と、事前の告知・聴聞に関する合衆国最高裁判所の理解が示されたのが、United States v. Good Real Property (1993) 事件 (30) であった。そこで、この判例をまずその分析の前提として、概観してみることとする。

なお、本件での争点は、「不動産」に対する非刑事没収・追徴手続において 事前の告知・聴聞が求められるのかということの他、訴訟要件も争点の1つと されている(31)。

(2) 事実の概要

1985年、ハワイ警察はグードの自宅を捜索したが、その際の令状ではマリファナ及びその関連機具は対象とはされていなかった。6ヶ月後、グードは有罪の答弁をなし、1年間の拘禁刑及び1,000ドルの罰金刑のほか、3,187ドルの現金を没収された。

1989年に至り、合衆国政府は、非刑事の対物没収の訴をディストリクト・コートに提起し、家屋及び4エーカーの土地の没収を求めたが、その理由は薬物犯罪に求められた。一方当事者のみの参加手続で、マジストレートは政府の相当理由を認め、令状を発付したが、それは、従前の有罪判決を受けたとのアフィデヴィドに基づいていた。

政府は、グードに対する没収前告知や対審的な聴聞を経ずにそれらの財産を 没収し、加えて毎月900ドルの家賃収入も国庫に収めることを求めた。

これに対しグードは、デュー・プロセス違反及び没収がタイムリーになされていないことを理由に訴を提起したが、ディストリクト・コートは政府の主張を認め没収は実行された。第9巡回区コート・オブ・アッピールスは、デュー・プロセス違反を認容し、タイムリーであったかどうかに関し内部基準との関係で判断をやり直すよう求め一部認容・一部破棄・差戻しの判断を示した。合衆国最高裁判所は、サーシオレーライを認めた。

(3) 判旨・法廷意見

〔ケネディー裁判官執筆の法廷意見〕デュー・プロセス違反につき認容, その他破棄。

第5修正のデュー・プロセス条項に関し、当裁判所の先例が確立してきた一般的ルールは、個人が財産をうばわれる以前に告知・聴聞の機会が与えられるべきというものである。

政府は、本件没収にあたり、このデュー・プロセス上の議論を全く考慮していない。政府の理解によれば、憲法上の要請を充足しているとして、次の2点を提示している。それは第1に、政府が財物を差押さえた時点で第4修正の要件を充足していたこと、そして第2に、薬物関連犯罪を理由とする不動産の差押さえは、事前の告知・聴聞を求めるデュー・プロセスの要請の例外をなしているというものである。そこで、これらの争点に検討を加える。

政府の主張は、非刑事没収・追徴は法執行目的なので、第4修正の要請さえ 充足しさえすればよいとするが、当裁判所はこの主張に同意しない。そもそも 第4修正は、非刑事没収・追徴を対象とすることは当然だが、これがこの手続 を規律する唯一の憲法上の規定というわけではない。

当裁判所は、1つの憲法上の条項のみが適用され他の条項は排除されるという理解を、既に1992年のSoldal事件で否定している。本件でも、Soldal事件

と同様、物に対する第4・第5修正双方の適用が問題とされ、そのいずれかではなく、双方の規定に反するのかどうかが争点とされた。

それにもかかわらず、政府は第4修正のみの適用を主張しているが、これは誤りである。政府がその主張の根拠とする判例は、そもそも物の押収事例ではなく人の身柄の拘束事例であり、それゆえに当裁判所は他の憲法上の規定に言及する必要がないので第4修正のみにより処理したケースである。加えて、本件とは異なり、被疑者の逮捕・拘留は、通常の刑事手続の一貫であり、そこでは他のセーフ・ガードも加わり、デュー・プロセスを充足することともなっている。

そこで、この政府がその根拠とする Gerstein 事件では、デュー・プロセス 条項というよりむしろ刑事手続での身柄拘束後の手続が争点とされ第4修正が 問題となった。なぜなら、この修正条項は、刑事司法の中で、個人と公益との バランスをはかることにそのねらいがあるからに他ならない。加えて、このケー スでは、逮捕という手続の第1ステージの特殊性の中での被疑者の権利が問題 となったことも忘れてはならない。

さらに、政府がその根拠とするもう1つのケース Graham 事件において留意 すべきことは、逮捕時の過剰な有形力の行使が第4修正の合理性の基準を充足 していたのかどうかが争点とされた点である。つまり、実体的デュー・プロセ ス一般を扱ったものではない。すなわち、第4修正は不合理な捜索・押収を禁 止しているので、有形力の行使はその判断の要素であるから、第4修正固有の 争点として処理したにすぎない。

このように、Gerstein 事件も Graham 事件も、押収につき第4修正のみが排他的に適用されると判示したものでは決してない。そして、このことは、没収に関する Calero-Toledo 事件からも言える。

もちろん、非刑事の行政調査や押収につき第4修正のみで処理できる場合もありえよう。しかし、本件での政府の行為と効果と目的は、伝統的な意味での「捜索・押収」とは大きく異っている。すなわち、伝統的な証拠保全目的での

押収とは異なり「物」それ自体を押えることが目的とされている。そうであるとすれば、当裁判所の判例からも、デュー・プロセスの充足は第5、第14修正の問題とならざるを得ない。なぜなら、第4修正では財産の所有者へ憲法上の保護を与えることはできない。

政府のみの一方当事者のみの参加手続での没収・追徴でのデュー・プロセスの充足につき Calero-Toledo 事件との関係が問題となるが、それはこの事件で当裁判所は、ヨットの没収に適切な告知・聴聞が与えられるべきとの判断を示したからに他ならない。そこでの主要な関心は、他のジュリスディクションにヨットが移動されると、破壊され行方不明となるおそれがあるから適切な警告が何かが問題となった。そして、この政府と所有者の利害が対立するケースでは、その特別事情から告知・聴聞を没収後まで延ばす必要があった。そこで、不動産の場合、この特別事情を考慮する必要はない。事実、この Calero-Toledo 判決時では、動産に対する没収のみが認められ、不動産に対する没収が許容されたのは 10 年後の 1984 年に至ってからであった。そこで、デュー・プロセスの充足も、抽象的にではなく具体的に考えられなければならない。

ところで、当裁判所も、政府の利益を特に重視しなければならない例外がありうることを否定するものではない。そこで、非刑事没収・追徴の目的にてらし、不動産の没収にあたり、事前の告知を行わない例外事情があるのかどうかが問題となる。Mathews 事件では、この関心に対し3つの基準を判示しているが、それは公務員の行為により影響を受ける個人の利益との関係に帰着する。

本件でのGoodの住居に関する権利、すなわち所有権は、歴史的に普遍的かつ重要な利益とされてきた。

Fuentes 事件で、当裁判所は、家財の没収に関し、事前の聴聞の重要性を強調した。そして、州法が事前の告知・聴聞を経ずに不動産に対する手続を開始したケースたる Doehr 事件では、特別事情がない限りそれは違憲となると判示した。

住居の没収は、これらの事例より重大な結果をまねく。すなわち、政府は、所有者に対し売買の禁止のみならず、占有者からの占有権の剥奪、現状変更の禁止、賃貸料の受け取りの禁止など全ての権利行使を凍結することができる。本件で、政府は Good が受ける不利益は、月 900 ドルの賃貸料に止まると主張する。しかし、そうだとしても、それは無視できる損失でもなければ、デュー・プロセスの対象とならないものでもない。結局、不動産の没収とはいえ、それ以外のものも含まれることから Mathews 事件の利益衡量基準が適用されることとなる。

政府のみの一方当事者参加手続(ex parte)の実務では、さらにリスクは高くなるので、議会が、薬物犯罪対策として法執行機関に強力な武器を与えようとしたことは事実だが、イノセント・オーナーからの異議申立が法律上認められていることからも、無辜の者の財産の没収まで認めたものではない。

一方当事者参加手続では、このイノセント・オーナーの保護が不十分となっている。それは、没収令状発付にあたり、マジストレートは、相当理由のみを考慮すれば足り、政府にはイノセント・オーナーに関する証拠提出義務もなく、手続の対象外に置かれている。このことからも、可視性の低い一方当事者参加手続では公正性は実現しがたいので、本人に告知を与える必要がある。ところで、対審的な告知・聴聞の目的は、政府の意思決定過程に対し、中立的な立場を入れようとする点にある。それとともに、没収後の聴聞のみでは、違法な没収からの損害をもはや回復し得ない場合も生じる。さらに、非刑事手続たる没収でも、この没収後の聴聞は、数ヵ月後にならなければ行われない。それゆえ事前手続であれば防げた損害が、もはや回復し得ないことも生じうる。

そこで、当裁判所は、Mathews事件の第3の基準に照らし、政府の負担、すなわち、別の手続の履践を求めた場合の効率性や財政負担を考慮すべきこととなるが、この場合、本件が不動産の没収であるという特殊性を忘れてはならない。まず、緊急性をこの非刑事没収では認めることができない。Calero-

Toledo 事件との比較で言えば、ヨットの没収であれば緊急性から事前の告知・ 聴聞を消略する正当性を認めることができる。つまり、第1に、裁判所の管轄 地外へのヨットの移動が可能であり、そして第2に、事前の告知によりヨット を所在不明にすることが可能な点に正当性を求めることができるが、不動産で はこの2つの条件が生じることはない。

確かに、非刑事没収・追徴は、「物」自体に対する手続として位置付けられてきている。そして、その由来は、船舶に対する海事法の手続にあるが、ストーリー裁判官の説明によれば、動産の場合、没収開始時にその管轄を確定する必要が認められていた。しかし、現在の不動産への手続では、この種の必要性は認められない。

当時の判決では、対物没収の対象物がその管轄地の中に存在する必要があったが、それは「物」を裁判所が現実にコントロールすることが可能でなければならないからに他ならないからであった。

また、不動産の没収は差押だけではその法律上の目的を達成したことにはならず、それが売却されたり、別の違法行為に利用されないようにしなければならないが、これについては何も差押えをしなくても達成することができる。つまり、売却に対しては、係争中の物に対し裁判所の管理制度(lis pendens)を利用しうるし、破壊行為に対しては凍結命令を利用しうるし、通常の令状でも、将来の違法行為は防止しうる。

これらにより、政府の利益は保護されうるから、対審手続を略する必要性は何もないし、この種の告知・聴聞が没収の前にあったとしても、誤った没収の可能性と比較すれば、損なわれる政府の利益は微々たるものにすぎない。

ところで、当裁判所は、100年も前に政府が一方当事者参加手続のみで不動産の没収をなしうると判示した。しかし、この判例法理が変更されない理由は、戦時下のように、この種の簡略な手続の必要性に合理性が認められる場合や、租税法のように緊急・迅速性が求められる場合があるからに他ならない。この

種の緊急性は、現在の881(a)(7)条の没収には見出すことはできない。

本件に適用すべき憲法上の規律は、単に住居というだけではなく不動産一般 に及ぶが、本件はこれを典型的に示しており、個人の自由が財産権として表わ れている。具体的には、プライヴァシーの権利などの関心となる。

最後に、本件は逮捕時に押収がなされているが、公正な手続は無実の者のみのためにあるわけではなく、そもそも押収それ自体の適法性が争点であることは忘れてはならない。

以上の点から、881(a) 7条の非刑事没収・追徴で、告知・聴聞を先のばしにする正当性は見出されない。なお、緊急性がある場合は、例外が許容されるが、その場合には政府は、他のより制限的でない手段では、その目的が達成できないことを立証しなければならない。

なお、本件では「すみやかに」没収していないことを理由に却下すべきかどうかとの争点もあるが、この種の問題は先例に照らせば、いつアクションを起こすかというタイミングは政府の裁量にまかされていることなので、法律上の5年の期間内であれば、裁判所はこれに介入すべきではない。

以上の点から、破棄・差戻す。

(4) 〔レーンクィスト・スカリア・オコンナー裁判官の一部反対意見〕

法廷意見は、一方当事者参加による没収・追徴手続の長い歴史をくつがえしている。

Mathews 事件は、社会補償の打切りのケースであり、行政上の全ての手続 に適用しようとする基準ではない。

さらに、刑事手続では、一方当事者参加手続で相当理由のみで、一時的に自由を剥奪しうるのに対し、本日の判断では非刑事手続では、その種の手続で物の差押さえができないという矛盾した結論に至っている。加えて、税法上の手続は簡略な手続を財源確保の目的から認めているが、同じように法執行費用の

補塡目的の非刑事没収・追徴でこれを認めないことも、法制度を無視したものとなっている。

なお、法廷意見は、引用する先例を誤っているばかりか、Calero-Toledo 事件と本件とを強引に区別した。

以上の点から、政府には薬物犯罪の阻止という利益が認められ、かつ事後の 聴聞が行政手続上保障されているので、法廷意見には反対する。

(5) 〔オコンナー裁判官の一部同意,一部反対意見〕

法廷意見は、Galelo-Toledo事件では、移動が可能だった点で本件とは区別されるとする。しかし、この事件ではもう1つ破壊の可能性も考慮されており、この点では不動産にもこの可能性は存在するので、本件と同様の関心を有することとなる。

また、Mathews 事件の基準に照らしても、本件での逸出利益は家賃のみなので、事前の告知・聴聞がなされなくても合憲であると考える。一方で、薬物犯罪対策という政府の利益はきわめて重要である。

以上の点から、デュー・プロセスの充足を否定した法廷意見に反対する。

(6) [トーマス裁判官の一部賛成,一部反対意見]

「物」自体が犯罪者であるというフィクションの上に非刑事没収・追徴を基礎づけるのではなく、それは現代の憲法法理に求められるべきである。

現代の憲法法理が保護しようとしているのは無実の所有者等であり、Good のような関連犯罪で追訴され有罪とされた者ではない。

以上の点から、本件でデュー・プロセスの権利は侵害されていないと考える。

(7) 小括

以上のように、Good事件では、不動産に対する非刑事没収・追徴にあたり、

事前の告知・聴聞をデュー・プロセス(第4修正・第5修正の交叉適用)⁽³²⁾上の要請であると判示した。

そして、この結論は、Mathews v. Eldridge (1976) 事件⁽³³⁾の基準を適用し、非刑事没収・追徴の現行法における⁽³⁴⁾リーディング・ケースたる⁽³⁵⁾Calero-Toledo v. Pearson Yacht Leasing Co. (1974) 事件に⁽³⁶⁾、いはば限定を加えた判断と位置付けて良いようである。そこで、一部反対意見では、Mathews 事件を本件に適用しても、Calero-Toledo 事件は限定できないこととなろう。

なお、本件法廷意見が引用判例あるいは、先例として否定する判例とする、Soldal v. Gook County (1992) 事件⁽³⁷⁾、Graham v. Connor (1989) 事件⁽³⁸⁾、Fuentes v. Shevin (1972) 事件⁽³⁹⁾、Conneticut v. Doehr (1991) 事件⁽⁴⁰⁾、Gerstein v. Pugh (1975) 事件⁽⁴¹⁾等の理解も一部反対意見とは異ったものとなっていると言えよう⁽⁴²⁾。

以下、若干の具体的な分析を、本稿では行ってゆくこととしたい。

四 Good 判決の位置付け

Good 事件の合衆国最高裁判所の判決論理を分析する前提として、まずここでは、Good 判決前の下級審の動向について検討と整理を試みてみることとしたい。

さて、まずこの下級審判決の動向を良く整理していると思われるのが、1993年の Good 判決の原審たる 1992年に判示されている第9巡回区の判断であろう。第9巡回区控訴裁判所の Good 連邦最高裁判所の原審は⁽⁴³⁾、次のように整理している。すなわち、この当時、不動産に対する非刑事没収・追徴にあたり、事前の告知・聴聞の要否について、これを肯定する第2巡回区と、一方でそれを否定する第11巡回区の判断の対立が示されている⁽⁴⁴⁾。

それでは, 第11 巡回区の論理は, どのような点に求められているのだろうか。 それは, 第1に, 薬物犯罪に対する合衆国法典21巻881(b)条(21 U.S.C. §881(b))

は、そもそも不動産とそれ以外の財産を区別していないのに加え、この条項は、いはば、特殊な事態への対応を予定しているというものである⁽⁴⁵⁾。そして、第2に、非刑事没収・追徴の令状はマジストレートが発付官となっていることから、一方当事者参加手続でもデュー・プロセスの要請を充足し、このことは、Calero-Toledo 合衆国最高裁判所判決からも認められるとするものである⁽⁴⁶⁾。

これに対し、事前の告知・聴聞を求める第2巡回区及びこれを支持する第9巡回区の論理は、次のようなものであった。それは、Calero-Toledo 判決は、きわめて特殊な事情についての判断であり、凍結命令等より制限的でない手段を利用できること⁽⁴⁷⁾、そして、合衆国法典21巻881(b)条は、Calero-Toledo事件後に制定されているので、この判例の適用外にある⁽⁴⁸⁾というものである。

そして、Good 連邦最高裁判決は、第2及び第9巡回区の結論を支持したものとなっている。

次に、合衆国憲法上の権利章典の適用について、Good 最高裁判決は、第4 修正と第5修正をいはば交叉適用している。

さて、合衆国憲法第4修正は、「人民の身体、家屋、書類、並びに、動産の安全を不合理な捜索、逮捕又は押収に対して保障される権利はこれを侵害してはならない。令状は、宣誓、若しくは、確約によって裏付けられる蓋然的事由に基き、且つ、捜索されるべき場所、及び、逮捕、押収されるべき人、又は、物を特定して記載する外、これを発してはならない」と⁽⁴⁹⁾規定し、第5修正の関係部分は「正当な法の手続によらないで生命、自由、または、財産を奪われない。また、正当な補償なくして私有財産を公用の用途のために徴収されない」⁽⁵⁰⁾と規定している。

これに対し、Good 連邦最高裁判決前の下級審の判例は、以下のように説明している。それは、もし不動産という「物」だけに焦点をあてるならば、物の収容に適用される第5修正のみの適用で足りることとなるが、住居に関しては特別な配慮が必要となるので、プライヴァシーの期待を保障する第4修正も適

用されることとなる(51)という説明である(52)。

ともあれ、合衆国のあるコンメンテーターは、Good 判決は、非刑事没収・追徴の法理に、3つの重要な変更を行ったと述べている「SSI」。それは、第1に、押収前の聴聞は、緊急性がない限り、憲法上の要請であり、第2に、政府は、相当理由を示すことを求められることに加え、より制限的でない他の方法では不十分であることを示しつつ緊急性の存在を立証する必要があり、第3に、移動したり、隠匿されたりする可能性のない不動産を区別して扱った点である「SSI」という。また、別の代表的実務書では、このような判断の変更にいたる根本的な法理の第4修正と第5修正の交叉適用について、刑事事件での証拠の押収・保全目的ではないので第4修正の限界を越えるから、所有権・占有権を射程に入れることのできる第5修正の適用が必要だった「SSI」と説明している。

以上の点から、Good 連邦最高裁判所判決は、個人の権利に焦点をあてることで、伝統的な「物」自体、つまり個人と切断された「物」のみに焦点をあてる非刑事没収・追徴の法理に修正をほどこしたと理解してよさそうである。

そこで、合衆国での代表的な実務書の指摘によれば、Mathews v. Eldridge (1976)事件(56)での4つの基準、すなわち、第1に、個人の財産権、第2に、手続を履践した場合が履践しない場合より、どの程度、違法な権利侵害を現在とっている手続で防止しているのか、第3に、新たな手続を付加した場合、現在とっている手続よりどの程度その効果を引き上げうるのか、第4に、政府の利益、これらを利益衡量にかけるという、個人の権利に焦点をあてうる基準をGood 判決では先例として採用したと分析される(57)こととなる(58)。

このように、Good 判決の法廷意見は、合衆国でのコンメンテーターの、 Mathews 判決の基準を適用することにより、個人の住居や不動産に対する権利を重く見たとの指摘⁽⁵⁹⁾が、おそらく正しい見方と言って良いであろう。

五 デュー・プロセス違反の効果

Good 連邦最高裁判所判決は、第4修正と第5修正を交叉適用することにより ⁽⁶⁰⁾少くとも薬物犯罪に関する連邦法については、非刑事没収・追徴前の「事前の」告知・聴聞を、憲法上の要請であると判示した。

それでは、そのデュー・プロセス違反、すなわち、手続違反の効果は、どのようなものとなるのだろうか。

それは、Good 連邦最高裁判所判決の射程の計り方によるとも考えられる。 合衆国での代表的な実務書では、Good 連邦最高裁判所判決をかなり広くとら えるのが第11巡回区であり⁽⁶¹⁾、これを比較的狭くとらえるのが第4、第7、 第9、第10巡回区である⁽⁶²⁾と指摘されている。そして、そこでは、後者、す なわち、Good 判決の射程を比較的狭くとらえる立場では、没収・追徴それ自 体をまぬがれることはできないとされていることが指摘されている⁽⁶³⁾ことか らもこのように理解しても良いように思われてならない。

それでは、代表的な裁判例の、この争点への結論を見てみることとしたい。 まず、不十分な告知は、没収・追徴対象物の返還ではなく、もう1度、新しい非刑事没収・追徴の手続をやり直させることとなると、政府に「バッド・フィエイス」がないとされたケースで述べている裁判例がある⁽⁶⁴⁾。

また、この場合には、最初の手続は棄却されることとなるが⁽⁶⁵⁾一方で、第2 巡回区のように、違法収集証拠の排除で対応するとの理解(この場合、第5修正を根拠とすると述べられている)⁽⁶⁶⁾を示す、第9巡回区の裁判例がある⁽⁶⁷⁾。

次に、Good 判決の射程を広く理解する立場をとる第 11 巡回区は、第 9 巡回区や第 10 巡回区のような証拠排除での対応では物自体の支配という政府の目的に照らし、何らの救済ともなっていないということとなる。従って、政府の物自体への支配を無効とするという対応となることとなる (88) (69)。

さて、このように手続法違反の効果についてその判断が分かれる主要な理由は、次のような点に求められうるであろう (70)。それは、後者が個人の権利にかなりのウェートを置いていると理解されるのに対し、前者すなわち没収・追徴自体の無効を認めない立場は、代表的な裁判例によれば、薬物犯罪に対する連邦法の目的を阻害してはならない (71) という点にウェートを置くからに他ならないように思われる。そして、この連邦法を阻害してはならないとの立場に立った場合、没収・追徴自体は無効とされるわけではないので、手続法違反の効果が表れるディストリクト・コートでは、金銭賠償等を考慮すべきとの裁判例が見られる (72)。

最後に、証拠排除で対応しようとする場合、Good 連邦最高裁判所判決は、 その結論を第4修正と第5修正の交叉適用にその根拠を求めているので、その どちらに求めているのだろうか⁽⁷³⁾。

すでに指摘したように、これを第5修正から導き出そうとする理解もある。しかし一方で、次のような裁判例も見られる。それは、Good 最高裁判所判決の遡及適用の可否が争点とされたケースで、第8巡回区コート・オブ・アッピールスは、遡及適用の結果、証拠を排除した2つの裁判例(74)につき、この排除は、第4修正に関する判例法理のラインの延長線上にあり、それは、第4修正が政府が違法に証拠を入手することを防ぐことをその目的としているからであり、従って、証拠の排除をもって、従って、これによっては「物」自体の回収はできないと述べ、むしろ第5修正の争点からは、「物」自体の回復を求める場合、訴えを却けるべきことを示している(75)。

もっとも、証拠排除ではなく、訴それ自体を却けるという対応は、第8巡回 区のみであるとも指摘されている⁽⁷⁶⁾。

以上のように、合衆国の法運用では、「物」自体の没収・追徴の方にウェートが置かれていると理解してよさそうである。そこで、「人」を考慮した Good 判決を、この傾向は、「物」にウェートを置き限定しようとする傾向と理解す

ることも可能なように思われる。

そこで、以下、この点につき、分析を加えてみることとしたい。

六 Good 連邦最高裁判決の限定の試み

それでは、「物」自体に焦点をあてた、すなわち「対物没収・追徴 (in rem)」の理解からと思われる限定の試みを、いくつか、見てみることとしよう (77)。

第1に、非刑事没収・追徴の現代法におけるリーディング・ケースとされる Calero-Toledo 事件合衆国最高裁判所判決との関係は、どのように理解されているのだろうか。この点については、Good 判決は、少くとも「不動産」に関する判決であり、動産に関しては、Calero-Toledo 判決は変更されなかったと理解されている (78) と見て良いであろう。また、このような理解は、動産は犯罪との関連性が強いと考えられることから (79) 法政策の点からも合理性を見い出しうるものでもあろう。そして、Good 判決の判決論理からも、ある裁判所の説明によれば、Good 判決が告知・聴聞を事前に行うことを憲法上の要請とした主要な理由は、動産については、それが破壊等の危険にさらされているのに対し、不動産についてはその種の関心をはらう必要性がないことに求められている (80)。

第2に、そうであるとするなら、このような限定の必要性は、次のように理解しうる可能性も生じてこよう。

それは、確かに、Good 判決は、薬物関連犯罪での非刑事没収・追徴については、そのジュリスプリュデンス⁽⁸¹⁾を変更したと考えられるが⁽⁸²⁾、逆に言えば、これは、Good 判決は、薬物犯罪に関する連邦法、特に 881(a)(7)条にのみ適用されるのであり、それ以外での非刑事没収・追徴には適用されないとの理解⁽⁸³⁾である。もっとも、Good 判決は、薬物関連の連邦法にその適用を限定されないとの立場もあるから⁽⁸⁴⁾、その場合、100以上の連邦法で没収・追徴規定は採用されていると報告されているので⁽⁸⁵⁾、影響は、かなり大きいであろう。

第3に、Good 判決が不動産にその適用を限定されるとして、別の角度から、さらなる限定を試みる理解も成り立ちそうでもある。例えば、Good 判決前の裁判例ではあるが、商業用のビルには、プライヴァシーの権利が成立しないとする判決例を引用し、デュー・プロセス違反の有無を検討したケースがあった⁽⁸⁶⁾。この種の理解を採るなら、Good の限定の可能性が生まれることともなろうか⁽⁸⁷⁾。

第4に、デュー・プロセス違反の効果として、「物」自体の押収それ自体は無効とならないと理解する傾向が強いので⁽⁸⁸⁾、この立場に立ってデュー・プロセス違反に対し、違法収集証拠排除法則で対応することとした場合、United States v. Leon (1984)事件⁽⁸⁹⁾で判示された、いわゆる「善意の例外」が非刑事没収・追徴にも適用されると判示したケースがある⁽⁹⁰⁾。

第5に、非刑事没収・追徴での「対物 (in rem)」の令状は、「seizure (押収)」を含まず、動かない不動産への破壊等は、lis pendenz (91)の告知・聴聞 (notice) で妨げること、すなわち、政府には現状を変更する権限がないことを主要な理由にデュー・プロセス違反の主張を却けたケースがある (92)。

この点、一般的には、対物没収の場合、「『物』への逮捕状」に加え「『物』への押収令状」も必要かどうかは、Good 最高裁判決では、オープン・ザ・クエスチョンであると理解されている (93) ことがこの争点の背景には存在する。

確かに、かりに「『物』への逮捕状」が実質的に所有者への「押収」となるという「人」に焦点をあてた理解を採る場合⁽⁹⁴⁾、「押収」に重大な権利が含まれる場合があると広く解して⁽⁹⁵⁾、Good 判決の適用を広げることも当然可能となろう。

しかし一方で、上記の裁判例のような理解で、限定することも可能であろう。 第6に、別に提起されている刑事手続で十分な告知が行なわれていれば、非 刑事手続では不要としたケースもみられる⁽⁹⁶⁾。

第7に、Good 判決は、現実に「物」への支配を行っている者に対してのみ

適用されるとするケースもある(97)。

七 課題と展望

「『物』を逮捕する」「『物』への逮捕状」という発想は、わが国ではなかなか 理解しづらいことと思われる。

現に、合衆国でも、非刑事没収・追徴を争うスタンディングに関するケースを例に採れば、十分な所有権等の存在を根拠に比較的広く認めるケース⁽⁹⁸⁾と、それとは全く区別し、「物」自体にのみ焦点をあてる理解を指摘するケース⁽⁹⁹⁾がみられる。

このように、非刑事没収・追徴では、「物」自体との法理論に、それに関連を有する「人」との関連が法運用での調整点となっていることを知ることができよう。これが、事前の告知・聴聞の要否として表われたのが、Good 最高裁判所判決であったと言ってよかろう(100)。そして、可能な限り「人」との切断をはかろうとするのが本稿で指摘した手続違反の効果や Good 判決限定の試みであると考えられる。その主要な理由は、Good 判決で問題となっている事実は薬物事犯であったことにあるであろう。合衆国では、「薬物への戦争」にこの非刑事没収・追徴が利用されてきた(101)。告知・聴聞を Good 判決が憲法上の要請としてもとめたのも、薬物犯罪への厳しい対応の必要性を示す証左であり、それゆえ限定の傾向も見られると理解しうるであろう。

この「薬物への戦争」に、古くからある「物」自体に焦点をあてる法のツールを利用している。

本稿は、合衆国の現在の法運用の分析は、目的としていない。むしろ、わが 国では理解しづらい「物」自体が違法という法のツールを利用するアイデアと その調整を、わが国の法制度設計への参考に提供することにねらいがある。

薬物事犯に甘い法制度しか有せず、「人」を単位に法を考えるわが国で、こ

こでの分析が1つの参考資料とされれば幸いである。

注

- (1) 金融危機,百年に一度,世界同時不況等の表現と,金融商品・ヘッジファンド等への規制の議論は,2008年9月頃からの報道等で利用される表現であったり,周知の議論となっていることから,新聞等も含めた文献引用は行わないこととすることをおことわりしておく。ただ,規制の必要について,マスコミ報道の1例を示せば,行天豊雄「資本主義の行方」読売新聞2009年1月6日。
- (2) 田村『組織·企業と公的規制訴訟——RICO 法研究——』(中央大学出版部, 2001年), 原論文は法学新報に、1998年から 2001年に連載した。
- (3) 田村・前掲書注 (2) 109 頁。なお、行天・前掲注 (1) は「グローバル化」を 指摘するが、システムやネットワークの利用をすでに、田村・前掲書注 (2) 3 頁で行っている。
- (4) 田村・前掲書注(2)170-171頁。
- (5) 田村・前掲書注(2)322-323頁。
- (6) 田村・前掲書注(2)327頁。なお,2009年2月22日G20準備会合で,情報開示強化など,ヘッジ・ファンドへの規制が求められている(例えば,毎日新聞2009年2月23日)。
- (7) 田村「行政指導を求める規制権限不行使訴訟とその分析――行政の実効性確保からの視点と行政手続条例引用の指針等と判決書の役割を求めて――」東京国際大学論叢(経済学部編)第18号186頁(1998年)。
- (8) 田村・前掲論文注(7)187-188頁。
- (9) 日本経済新聞 2008 年 12 月 16 日。
- (10) その、いはば雰囲気については、田村・前掲論文注(7)187頁参照。
- (11) 例えば、朝日新聞 2009 年 1 月 1 日。
- (12) 例えば、白石 賢『企業犯罪・不祥事の法政策――刑事処罰から行政処分・社 内処分へ――』57頁(成文堂、2007年)、田上富信「アメリカにおける組織犯罪と 民事責任――Civil RICO 法の理念と現実――」関西学院大学法と政治第58巻第1号28,47,49頁(2007年)。なお、田上論文では、田村・前掲書注(2)の基と なった雑誌の原論文のうちの一部の論文のみが引用されている。しかし、本稿注(3)-注(6)を見れば明らかなように、本稿注(2)で示した論文集は、個々の 論文の分析が世界のグローバル・スタンダードとそれに添った法制度設計の必要という提言へと収斂されるという全体の構想で構成されている(グローバル・スタンダードに添った法制度設計の必要であるから、当然、グローバル・スタンダードの設定も

含む)。発行年から言っても、本稿注(2)文献の引用を望みたい。

- (13) 筆者は、アメリカの RICO 訴訟の分析から提言を導き出しているが (田村・前掲書注(2)315 頁以下、田村・前掲論文注(7)186 頁)、これは、「規制」手法の開発からするものだが (そこで「事前規制」の手続の面から見ている、田村・前掲論文注(7)188 頁)、これとは趣旨を異にすると思われる「紛争予防」の面から、故山田幸男教授が「予防司法」との表現を行った点につき、東京高判平成17年12月19日の評釈たる、山城義雄・判例地方自治第287号23頁(2005年)。
- (14) 最近のこのエリアでの代表的文献として、神作裕之編『ファンド法制――ファンドをめぐる現状と規制上の諸課題――』((財) 資本市場研究会、2008年)、雑誌の特集号として、「特集 金融商品取引法」ジュリスト第1368号 (2008年)。
- (15) 田村・前掲書注(2)170頁。なお、「公共性」や「規制」に関する法律学での最近の重要な文献として、阿部泰隆『行政法解釈学 I——実質的法治国家を創造する変革の法理論——』(有斐閣, 2008年)。
- (16) アメリカの実体法エリアに関する筆者の研究として、田村「RICO 法と Extortion 罪での領得の意思——2003 年合衆国最高裁判所判決を契機として——」法学新報第112 巻第1・2号 541 頁以下 (2005年)、田村「私人による組織的・反復的違憲行為と不法行為訴訟——Civil Rights Act と Civil Conspiracy の利用を手がかりとして——」東京国際大学論叢(経済学部編)第16号 61 頁以下 (1997年)。
- (17) その他、このエリアでの関連する筆者の論稿として、田村「合衆国における行政上の『サンクション』とその判例の動向——行政の実効性確保についての一考察——」法学新報第103巻第2・3号695頁以下(1999年)、田村「『行政の実効性確保』としての『公表』の法理——アメリカ合衆国の裁判例との比較検討——」東京国際大学論叢(経済学部編)第13号43頁以下(1995年)。
- (18) このフレーズも周知のことであるから文献の引用は行わない。
- (19) これらの論稿については、本稿や関連文献のテーマとの関連がないので引用は行わない。
- (20) 「法システム」との文言は、阿部泰隆教授の著作からお借りしている。阿部泰隆『行政の法システム〔新版〕(上)(下)』(有斐閣, 1997年)。
- (21) この点,田村「『刑事』 『民事』 『行政』 手続の流動化とそこでの『司法』の役割」 公法研究第63号196頁以下(2001年)。
- (22) 田村「公的規制目的での黙示の私人提起訴訟」小島武司編『ADR の実際と理論』 (中央大学出版部, 2003年) 所収。
- (23) 筆者は、政策法学の発想の多くを、阿部泰隆教授の著作から得ている。同教授の代表的なこのエリアでの著作として、阿部泰隆『政策法学講座』(第一法規、2003年)、同『政策法学の基本指針』(弘文堂、1996年)。

- (24) See generally, Steven L. Kessler, Civil and Criminal Forfeiture: Federal and State Practice, West Group 2000.(加除式)。電子的な文献・判例検索システムの外、実務的な判例の把握を知るために、本稿では、この合衆国での代表的実務書を判例検索に利用した。
- (25) なお, 筆者の分析の1つとして, 田村「非刑事没収・追徴の動向と限界―― Civil Forfeiture の法理と RICO 法の関連」渥美東洋編『組織・企業犯罪を考える』 121 頁以下 (中央大学出版部, 1998年, 原論文は1996年に発表)。

なお、最近は、わが国の行政法学テキストでも没収制度が論じられるようになっている。例えば、阿部・前掲書注(15)630頁以下。

(26) 田村「非刑事没収・追徴と合衆国憲法第5修正『二重の危険』――最近の合衆国裁判所判例理論とその分析――」渥美編・前掲書注(25)149頁以下(原論文は、1997年発表)、関連する論稿として、マネー・ゲーム等への対応も視野に入れた、田村「行政の実効性確保と非刑事的金銭上の制裁――合衆国憲法第5修正『二重の危険禁止』条項の適用問題を中心として――」東京国際大学論叢(経済学部編)第14号31頁以下(1996年)。

このエリアでの最近の文献として、宮原 均「行政上の制裁金(課徴金)と二 重処罰の禁止 | 明治学院大学法科大学院ローレビュー第9号75頁以下(2008年)。

- (27) 田村「行政強制における『対物』との視点からの『ジュリスプリュデンス』―― 一行政代執行の機能不全とアメリカ合衆国の『対物』手続を手がかりに――」国 土交通省国土交通政策研究第44号1頁以下(2005年)。
- (28) 田村「非刑事没収・追徴とその手続の分析――行政手法と刑事手法の流動化論と法制度設計の視点――」法学新報第109巻第3・4号79頁以下(2002年)。
- (29) 本稿は、最近の判例理論やその動向の分析を目的とするものではなく、Good 判決を題材に非刑事没収・追徴の法的性格や本質(引いては、非刑事のサンクションのそれ)をさぐろうとすることにその目的がある。そこで、最近の判例は分析の対象とはされていないことをおことわりしておくこととする。

なお、この法的性格や本質論に関する最近のわが国での文献等として、雑誌の特集号として、日本法社会学会編「サンクションの法社会学」法社会学第65号(2007年)、日本比較法研究所によるシンポジウム「企業の活動に関する法規制」(2007年8月4-5日)、この内容につき、ひかくほう第36号(2008年)。

- (30) 510 U.S. 43 (1993).
- (31) Id. at 46.
- (32) 憲法条項の交叉適用の刑事手続での合衆国最高裁判所判例及び交叉適用との文言と意味に関する重要な文献として、渥美東洋『捜査の原理』185 頁以下(有斐閣, 1979年)参照。

- (33) 424 U.S. 319 (1976).
- (34) 非刑事没収・追徴は、古くイギリスのコモン・ローの Deodand (神への捧げ物) に近代英米法のルーツはあると言われるが、これはラテン語の Deo Dandum にその起源があると言われたり (See, O. Holmes, The Common Law (1881) cited by Steven L. Kessler, supra note 24 at 1-5.)、旧約聖書 出エジプト記 (In Exodus, chapter 21, verse 28 cited by Steven L. Kessler supra note 24 at 1-4.) の「牛が男あるいは女を突いて死なせた場合、その牛は必ず石で打ち殺されねばならない。また、その肉は食べてはならない。しかし、その牛の所有者に罪はない。」(『新共同訳 聖書』(日本聖書協会))にその起源があると言われたりしている。なお、この旧約聖書の記述に関し、「ハンムラビ法第 250 条も、牛が通行人を突き殺した場合、賠償請求権を認めない。エシュヌンナ法も類似の法文がある。しかし牛を石で打ち殺すという規定はどちらにもない」(木幡藤子=山我哲雄訳『旧約聖書』 出エジプト記 レビ記』101 頁注 10)(岩波書店、2000 年))と指摘されている。
- (35) 現代アメリカ法において、物と所有者を分離し、「物」自体が犯罪者との構成は、例えば、薬物犯罪やそれからの収益 (18 U. S. C. § 492, 21 U. S. C. § 881)、密輸あるいは違法な輸入 (22 U. S. C. § 401, 19 U. S. C. § 1497)、猥褻物 (19 U. S. C. § 1305) など、100 以上の連邦法にあると報告されている、Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 1-10 n.10.

なお、RICO 法では「対人没収」たる刑事没収・追徴を採用している、Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 1-2.

- (36) 426 U.S. 663 (1974).
- (37) 506 U.S. 56 (1992).
- (38) 490 U.S. 386 (1989).
- (39) 407 U.S. 67 (1972).
- (40) 501 U.S. 1 (1991).
- (41) 420 U.S. 103 (1975).
- (42) なお、トーマス裁判官の一部反対意見は、フィクションに基づくべきではないとしつつ、法思想史的に、あるいは旧約聖書の、本稿注(35)で示したフレーズに続く記述、つまり「もし、その牛に以前から突く癖があり、所有者に警告がなされていたのに、彼がその警告を守らず、男あるいは女を死なせた場合は、牛は石で打ち殺され、所有者もまた死刑に処せられる。もし、賠償金が要求された場合には、自分の命の代償として、要求されたとおりに支払わねばならない」(『新共同訳 聖書』(日本聖書協会))との考えの影響があるのか、あるいはそこを暗喩したのかもしれない。ただ、この点は、筆者の能力の限界を越えるエリアなので、法思想史、法史学の研究者からの研究に期待したいと思う。

- (43) United States v. James Daniel Good Property, 971 F. 2d 1376 (9th Cir. 1992).
- (44) Id. 1383-1384.
- (45) United States v. Prop. Located at 4880 S.E. Dixie Highway 838 F. 2d 1558, 1561 (11th Cir. 1988).
- (46) United States v. A Single Family Residence, 803 F. 2d 625, 632 (11th Cir. 1986).
- (47) United States v. Property at 4492 S. Livonia Rd., Livonia, 889 F. 2d 1258, 1264–1265 (2d Cir. 1989).
- (48) 971 F. 2d 1376, 1382.
- (49) 訳文は,塚本重頼『注解アメリカ憲法〔増補版〕』174頁(酒井書店,1974年)。
- (50) 塚本・前掲書注(49)176-177頁。
- (51) United States v. 14128 South School Street, Riverdale, Ill., 774 F. Supp, 475, 479 (IV, D, Ill. 1991).
- (52) なお、当時の各巡回区の状況については、事前の告知が行なわれないことを違憲とする立場が、第2、第4、第6、第7巡回区、これを合憲とするのが第3及び第11巡回区であった、774 F. Supp at 479-480.
- (53) Tonie M. Franzese Damron, United States v. James Daniel Good Real Property: Pre – Hearing Seizure of Real Property in Civil Forfeiture Cases and The 1993 Trilogy of Restraint, 1994 Det. C.L. Rev. 1293.
- (54) Id. at 1325–1326.
- (55) Steven L. Kessler, supra note 24 at 3-45.
- (56) 424 U.S. 319 (1976).
- (57) Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 3–47.
- (58) Mothews 判決の基準は、通常は3つの基準として表記されるが、この実務書では、実質的内容から4つに分けて説明している Id at 3-47.
- (59) Note, A Delicate Balance: Making Criminal Forfeiture A Viable Law Enforcement Tool and Satisfying Due Process after United States v. James Daniel Good Real Property, 39 St. Loius L. J., 585, 614 (1995).
- (60) この交叉適用一般については、See generally, Tonie M. Franzese Damron, *supra* note 53 を本稿では参照している。
- (61) Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 3–53.
- (62) Id. at 3-58.
- (63) Id.
- (64) United States v. Volanty, 79 F. 3d 86, 88 (8th Cir. 1996). なお、本件は薬物犯罪に関連する「行政上の非刑事・没収」(裁判官関与手続はない) である点には留意する必要があるのかもしれない。行政上の没収・追徴手続については、田村・前掲論文

- 注(27)を参照されたい。
- (65) United States v. One Parcel of Real Property, Located at 9638 Chicago Heights, 27 F. 2d 327, 330 (8th Cir. 1994).
- (66) United States v. Premises and Real Property at 4492 South Livonia Road, 889 F. 2d 1258, 1265–1266 (2d Cir. 1989).
- (67) United States v. Real Property Located 20832 Big Rock Dr., 51 F. 3d 1402, 1406 (9th Cir. 1995).
- (68) Unites States v. 2751 Peyton Woods Trail, 66 F. 3d 1164, 1166-1167 (11th Cir. 1995).
- (69) なお,以上の裁判例の詳細な分析と動向については, Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 3-50 3-85 参照。
- (70) 判例の動向と分析については、Id. at 3-50 3-85。
- (71) United States v. Marsh, 105F. 3d 927, 931 (4th Cir. 1997).
- (72) United States v. Real property Located in El Dorado, Cal., 59 F. 3d 974, 981 (9th Cir. 1995).
- (73) 判例の動向と分析については、Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 3-50 3-85. 参照。この法原理につき、渥美・前掲書注 (32) 185 頁以下参照。
- United States v. 4204 Thorndale Ave., No.92-C-3744, 1994 WL. 92005, mem. op. (IV.
 D. Ill. March 21, 1994); United States v. 77 East 3rd St., 849 F. Supp. 876 (S. D. N.Y. 1994).
- (75) United States v. One Parcel of Real Property, 27 F. 3d 327, 330 (8th Cir. 1994).
- (76) United States v. Parcel of Property, 337 F. 3d 225, 234n.7 (2d Cir. 2003).
- (77) これについては、Steven L. Kessler, *supra* note 24 at 3-50 3-85.
- (78) Rick Maixner, Constitutional Issues in North Dakota Asset Forfeiture Law after Austin v. Unites States, Alexander v. Unites States, and United States v. Good Real Property, 70 N. Dak. L. Rev. 851.
- (79) Id.
- (80) United States v. Real Property Located at 1184 Drycreek, 174 F. 3d. 720, 728–729 (6th Cir. 1999).
- (81) jurisprudence については、実務と法理論が融合されたコンセプトであるから、 わが国での「法理学」や「法哲学」の概念とはずれるので、筆者は「ジュリスプリュ デンス」と表記している。田村『最新・ハイブリッド行政法〔改訂版〕』488 頁 (八千 代出版、2007 年)。
- (82) Sally R. West, Civil Drug Forfeitures after James Daniel Good Real Property: Preseizure Notice and Hearing Do not Weaken the Powerful in "The War on Drugs", 4 Widener J. Pub. L. 663, 694 (1995).
- (83) Id. at 705-706. そこでも引用されている (Id. at 705 n.238), Suzanne M. Warner,

Due Process in Federal Asset Forfeiture: Goldberg v. Kelly meets the War on Drugs, Racketeering, and Savings and Loan Fraud, Crim. Just., Winter 1994 at 14.

- (84) Sally R. West, supra mote 82 at 705–706.
- (85) Tonie M. Franzese Damron, *supra* note 53 at 1298. そして, その中でも 881 条は, 最も中心的で広汎な規定であるとされる, Id. at 1298 n.30. およびそこで引用されている, David J. Taube, *White Collar Crime Procedural Issues: Civil Forfeiture*, 30 Am. Crim. L. Rev. 1025, 1026–1027 (1003).
- (86) United States v. 141st Street Corp., 911 F. 2d 870, 875 (2d Cir. 1990) を引用する United States v. Two Parcels of Property, 774 F. Supp. 87, 89 (D. Conn. 1991).
- (87) Good 判決前,投資用の財産に事前の告知・聴聞を否定したケースとして, United Stetes v. Certain Real Property on Hanson Brook 770 F. Supp. 722, 728 (D. M. 1991). なお,この点については、合衆国法運用やコンメンテーター等の文献を全て把握しているわけではないので、Good 判決後、同様の理解に立つ判例上・文献上の根拠を、本稿執筆時点では十分に確認ができていない。
- (88) 例えば、United States v. Thomas, 319 F. 3d 640, 643 (3d Cir. 2003).
- (89) 468 U.S. 897, 905 (1984).
- (90) United States v. Carpenter, 317 F. 3d 618, 623 (6th Cir. 2003).
- (91) わが国では「係属中の訴訟」と訳す (例えば、田中英夫編『英米法辞典』522頁 (東京大学出版会、1991) が、ここは、訴訟が係属 (開始) したことの告知であろう)。
- (92) United States v. Real Property Located at 3284 Brewster, 949 F. Supp. 832, 834 (M. D. Fla. 1996).
- (93) United States v. Land, Winston County 163 F. 3d 1295, 1299 (11th Cir. 1998).
- (94) United States v. Real Property, at 31235 Anna Street, 47 F. Supp 1350, 1351 (M. D. Fla. 1991).
- (95) United States v. 408 Peyton Road, S. W., Atlanta, Ga., 112 F. 3d 1106, 1110 (11th Cir. 1997).
- (96) Robert v. United States, 105 F. 3d 856, 857 (2d Cir. 1997).
- (97) United States v. 408 Peyton Road, S. W., Atlanta, Fulton County, Ga., 162 F. 3d 644, 649 (11th Cir. 1998).
- (98) United States v. One Lincoln Navigator 1998, 328 F. 3d 1011, 1013 (8th Cir. 2003).
- (99) United States v. One "Piper" Aztec "F" De Luxe Model, 321 F. 3d 355, 360 (3d Cir. 2003).
- (100) 告知のタイミングについてもイノセント・オーナーの権利との関連が指摘される Krimstock v. Kelly, 306 F. 3d 40, 58 (2d Cir. 2002) のも同様の理由からであろう。
- (101) 例えば、United States v. Daccarett, 6F. 3d 37, 45-46 (2d Cir. 1993).